

報告第 12 号

臨時代理した事件(名張市学校運営協議会委員の委嘱及び任命)の承認について

名張市学校運営協議会規則(平成29年教育委員会規則第1号)第7条の規定に基づく名張市学校運営協議会委員の委嘱及び任命については、別紙のとおり行ったので報告し、承認を求める。

令和 2年 6月 5日報告

名張市教育委員会
教育長 西山 嘉一

(名張小学校)学校運営協議会委員名簿

	氏名	所属等	備考
1	<small>スギモリ ヒロアキ</small> 杉森 弘章	校長	第7条第1項
2	<small>ナカタニ ユキオ</small> 中谷 幸雄	名張地区まちづくり協議会	第7条第2項第1号
3	<small>オギタ マキコ</small> 荻田 真紀子	中央ゆめづくり協議会	第7条第2項第3号
4	<small>イチハシ タモン</small> 市橋 多聞	同窓会役員	第7条第2項第1号
5	<small>トヨオカ チヨコ</small> 豊岡 千代子	名張市民センター長	第7条第2項第1号
6	<small>ウメザキ モトコ</small> 梅崎 享子	民生委員・児童委員	第7条第2項第1号
7	<small>マツオ マユミ</small> 松尾 真由美	活動支援有識者	第7条第2項第3号
8	<small>アサノ ヒロアキ</small> 朝野 宏明	活動支援有識者	第7条第2項第3号
9	<small>ハンモト ヒロコ</small> 橋本 弘子	放課後児童クラブなばりっこ	第7条第2項第1号
10	<small>ヒ ガシ マサオ</small> 日攄 勝郎	PTA顧問	第7条第2項第2号
11	<small>モリワキ カズノリ</small> 森脇 和徳	PTA代表	第7条第2項第2号

(蔵持小学校)学校運営協議会委員名簿

	氏名	所属等	備考
1	<small>ワカヤマ ヒロシ</small> 若山 博史	校長	第7条第1項
2	<small>ミセ ユキツナ</small> 三瀬 幸綱	令和2年度蔵持地区まちづくり委員会 会長	第7条第2項第1号
3	<small>キタハシ カツミ</small> 北橋 勝美	令和2年度蔵持地区まちづくり委員会 副会長	第7条第2項第1号
4	<small>イナモリ ホツミ</small> 稲森 穂積	令和2年度蔵持地区まちづくり委員会 副会長	第7条第2項第1号
5	<small>クボタ ミチコ</small> 久保田 道子	令和2年度蔵持小学校PTA役員	第7条第2項第2号
6	<small>カノウ リサ</small> 加藤 理沙	令和2年度蔵持小学校PTA役員	第7条第2項第2号
7	<small>キタハシ マサトシ</small> 北橋 正敏	学識経験者	第7条第2項第1号
8	<small>ナガタ コ</small> 長田 まち子	蔵持小学校ボランティアコー ディネーター	第7条第2項第3号
9	<small>ニシオカ タカシ</small> 西岡 孝史	蔵持市民センター長	第7条第2項第1号
10	<small>ツジオカ シゲアキ</small> 辻岡 重章	放課後児童クラブ運営委員会 会長	第7条第2項第1号
11	<small>フジモト エツコ</small> 藤本 悦子	主任児童委員	第7条第2項第1号

(薦原小学校)学校運営協議会委員名簿

	氏名	所属等	備考
1	<small>ハヤシタツヒサ</small> 林 辰久	校長	第7条第1項
2	<small>フクモリ ジュウイチ</small> 福森 十一	薦原市民センター 館長	第7条第2項第1号
3	<small>カナヤ トシヤ</small> 金谷 敏哉	薦原地区地域づくり委員会区長部会長	第7条第2項第1号
4	<small>フルタニ ヒサト</small> 古谷 久人	薦原地区地域づくり委員会 会長	第7条第2項第1号
5	<small>ソガベ キョウコ</small> 曾我部 京子	薦原地区青少年育成推進員	第7条第2項第1号
6	<small>シダ トシコ</small> 志田 登志子	薦原主任児童委員	第7条第2項第1号
7	<small>トモサダ カオリ</small> 友定 加織	薦原子ども会 会長	第7条第2項第1号
8	<small>ミタムラ マナブ</small> 三田村 学	薦原小学校PTA 顧問	第7条第2項第2号
9	<small>ヒオキ キミヨ</small> 日置 君代	薦原保育所 所長	第7条第2項第5号
10	<small>ハシモト</small> 橋本 はるみ	放課後児童クラブ 理事	第7条第2項第1号
11	<small>マツナミ アキオ</small> 松並 昭男	薦原市民センター 職員	第7条第2項第1号

(比奈知小学校)学校運営協議会委員名簿

	氏名	所属等	備考
1	<small>フクシマ マサカズ</small> 福島 雅一	校長	第7条第1項
2	<small>サトウ エイコ</small> 佐藤 栄子	ひなち地域夢づくり委員会会長 富貴ヶ丘区自治会長	第7条第2項第1号
3	<small>ツジモト エイイチ</small> 辻本 英一	滝之原区 区長	第7条第2項第1号
4	<small>ジョウナイ ケイコ</small> 城内 圭子	主任児童委員	第7条第2項第1号
5	<small>ナガラ ユタカ</small> 名倉 豊	民生委員・児童委員	第7条第2項第1号
6	<small>セラ ケイコ</small> 世良 恵子	ボランティアコーディネーター 読み聞かせ・家庭科	第7条第2項第3号
7	<small>マツザキ ヒロアキ</small> 松崎 弘明	ボランティアコーディネーター	第7条第2項第3号
8	<small>タナカ サダオ</small> 田中 貞夫	下比奈知区 区長	第7条第2項第1号
9	<small>ニシノ ミチコ</small> 西野 道子	学童保育「ともがき」支援員リーダー	第7条第2項第1号
10	<small>ホン コ ユキオ</small> 本小 幸男	地域防犯委員 富貴ヶ丘地区老人会「富貴の会」会長	第7条第2項第1号
11	<small>シモツ</small> 下津 しおみ	2020年度 PTA会長	第7条第2項第2号

(美旗小学校)学校運営協議会委員名簿

	氏名	所属等	備考
1	<small>フジワラ タケシ</small> 藤原 武	校長	第7条第1項
2	<small>ムロヤ ヨシヒコ</small> 室谷 芳彦	美旗まちづくり協議会 会長	第7条第2項第1号
3	<small>カヤノ シンジ</small> 茅野 眞司	美旗まちづくり協議会 副会長	第7条第2項第1号
4	<small>ヒナミ トシアキ</small> 日南 俊明	美旗まちづくり協議会	第7条第2項第1号
5	<small>ホリウチ ヒロシ</small> 堀内 博	美旗まちづくり協議会	第7条第2項第1号
6	<small>ワタナベ レイコ</small> 渡邊 玲子	美旗地区主任児童委員	第7条第2項第1号
7	<small>ヤマナカ イサム</small> 山中 功	美旗市民センター 館長	第7条第2項第1号
8	<small>シライワ フミコ</small> 白岩 富美子	美旗小学校 放課後児童クラブ「フレンズ」	第7条第2項第1号
9	<small>ウチヤマ カツノリ</small> 内山 克則	美旗小学校校友会 会長	第7条第2項第1号
10	<small>ミスグチ カオル</small> 水口 薫	美旗小学校PTA会長	第7条第2項第2号

(箕曲小学校)学校運営協議会委員名簿

	氏名	所属等	備考
1	<small>ホンダ エミコ</small> 本多 恵美子	校長	第7条第1項
2	<small>ウエモリ ツタコ</small> 上森 ツタ子	学識経験者	第7条第2項第4号
3	<small>ツジモト ヨシタカ</small> 辻本 善孝	学識経験者	第7条第2項第4号
4	<small>カフキタ アキラ</small> 川北 明	箕曲地域づくり委員会 会長	第7条第2項第1号
5	<small>ナカノ ノブヒロ</small> 中野 伸宏	箕曲中村区 区長	第7条第2項第1号
6	<small>イクタ シゲオ</small> 生田 茂夫	箕曲市民センター長	第7条第2項第1号
7	<small>トミナガ トシヒロ</small> 富永 敏弘	校友会 会長	第7条第2項第1号
8	<small>イケズミ ヨシノブ</small> 生悦住 嘉信	元箕曲小学校PTA会長	第7条第2項第2号
9	<small>テラオカ エツコ</small> 寺岡 悦子	主任児童委員	第7条第2項第1号
10	<small>フクタ アスコ</small> 福田 明日子	ボランティアコーディネーター	第7条第2項第3号
11	<small>モリカワ トヨフミ</small> 森川 豊文	PTA顧問	第7条第2項第2号
12	<small>ナカガフ ヒロシ</small> 中川 裕嗣	PTA会長	第7条第2項第2号

(錦生赤目小学校)学校運営協議会委員名簿

	氏名	所属等	備考
1	<small>タニグチ</small> <small>マサヒコ</small> 谷口 雅彦	校長	第7条第1項
2	<small>カメモト</small> <small>カズモ</small> 亀本 和文	赤目まちづくり委員会 会長	第7条第2項第1号
3	<small>ヤブモト</small> <small>ヤスオ</small> 藪本 寧男	錦生自治協議会 会長	第7条第2項第1号
4	<small>フジムラ</small> <small>スミコ</small> 藤村 純子	錦生赤目地区民生委員・児童委員	第7条第2項第1号
5	<small>モリ</small> <small>マチコ</small> 森 眞智子	錦生赤目地区民生委員・児童委員	第7条第2項第1号
6	<small>モリカワ</small> <small>ジュンコ</small> 森川 淳子	錦生地区主任児童委員	第7条第2項第1号
7	<small>フクモト</small> <small>ミユキ</small> 福本 美幸	赤目地区主任児童委員	第7条第2項第1号
8	<small>ヌノムラ</small> <small>ススム</small> 布村 進	錦生赤目小学校 ボランティアコーディネーター	第7条第2項第1号
9	<small>フクモチ</small> <small>ユキオ</small> 福持 幸郎	錦生自治協議会青少年育成担当	第7条第2項第1号
10	<small>イノウエ</small> <small>ヨシヒロ</small> 井上 善弘	スクールバス運営協議会委員長	第7条第2項第1号
11	<small>シゲモリ</small> <small>ヒロユキ</small> 重森 洋志	錦生赤目小学校PTA役員OB	第7条第2項第2号
12	<small>ヨシオカ</small> <small>リサコ</small> 吉岡 理佐子	錦生赤目小学校PTA 会長	第7条第2項第2号
13	<small>アキモト</small> <small>マナミ</small> 秋元 真奈美	錦生赤目小学校放課後児童クラブ 「げんきっず」支援員代表	第7条第2項第1号
14	<small>フジモリ</small> <small>シゲタカ</small> 藤森 成高	錦生市民センター長	第7条第2項第1号
15	<small>ヨシダ</small> <small>ヨシフミ</small> 吉田 好文	赤目市民センター長	第7条第2項第1号

(桔梗が丘小学校)学校運営協議会委員名簿

	氏名	所属等	備考
1	ハトヤマ フトシ 鳩山 太志	校長	第7条第1項
2	オオタ マモル 太田 守	元桔梗が丘1番町 区長	第7条第2項第1号
3	サガラ ケイ 相楽 慧	PTA顧問	第7条第2項第2号
4	オカモリ キョウイチ 岡森 競一	学校生活支援ボランティアコー ディネーター	第7条第2項第3号
5	コンドウ ナミコ 近藤 南海子	学校生活支援ボランティア	第7条第2項第1号
6	カサマツ サブロウ 笠松 三郎	元桔梗が丘西4番町自治会 会長	第7条第2項第1号
7	カワグチ ツトム 川口 力	放課後児童クラブ 会長	第7条第2項第1号
8	モリ ツグミ 森 嗣美	PTA顧問	第7条第2項第2号
9	フジモト マサル 藤本 勝	自治連合会	第7条第2項第1号
10	タバタ マサシ 田畑 雅司	桔梗が丘3番町自治会 会長	第7条第2項第1号

(桔梗が丘南小学校)学校運営協議会委員名簿

	氏名	所属等	備考
1	<small>イナモリ マサノブ</small> 稲森 理伸	校長	第7条第1項
2	<small>ウエダ ヒロシ</small> 上田 博	子どもたちと地域の絆づくり事業運営委員会 会長 前学校評議員	第7条第2項第1号
3	<small>ツボカ アキラ</small> 坪香 昭	桔梗が丘5番町2区 区長	第7条第2項第1号
4	<small>ヤマモト マサノブ</small> 山本 雅信	桔梗が丘南1区 区長・副代表幹事	第7条第2項第1号
5	<small>イハラ サヘイ</small> 猪原 佐平	桔梗が丘南小学校区安全協議会 会長	第7条第2項第1号
6	<small>ヨシムラ カズヒト</small> 吉村 和仁	元小学校長・桔梗が丘南2区 前区長	第7条第2項第4号
7	<small>エナミ トミ</small> 江南 登美	元小学校長・平和学習講師	第7条第2項第4号
8	<small>セオ ミキ</small> 瀬尾 美紀	民生委員・児童委員 主任児童委員	第7条第2項第1号
9	<small>サタ カツヒコ</small> 佐田 勝彦	放課後児童クラブ『ともだちクラブ』顧問 桔梗が丘南3区 前区長	第7条第2項第1号
10	<small>フカヤマ アイコ</small> 深山 愛子	令和2年度PTA会長	第7条第2項第2号
11	<small>マツモト ケイコ</small> 松本 景子	令和2年度PTA副会長	第7条第2項第2号

(桔梗が丘東小学校)学校運営協議会委員名簿

	氏名	所属等	備考
1	<small>ニシザワ ユウコ</small> 西澤 祐子	校長	第7条第1項
2	<small>スギナカ セイヤ</small> 杉中 清哉	学校生活支援ボランティア	第7条第2項第1号
3	<small>タナカ マサヒロ</small> 田中 雅宏	池の台地区 区長	第7条第2項第1号
4	<small>ホリグチ シゲヨシ</small> 堀口 茂義	桔梗が丘8番町1区 区長	第7条第2項第1号
5	<small>カドヤ ケンイチ</small> 角谷 憲一	元桔梗が丘7番町1区 区長	第7条第2項第1号
6	<small>シミズ カツヤ</small> 清水 克也	あそびつくすin 東小 委員長	第7条第2項第3号
7	<small>ナカムラ ヨウコ</small> 中村 葉子	民生委員・児童委員	第7条第2項第1号
8	<small>フジオカ マサノリ</small> 藤岡 正則	元桔梗が丘東小学校 校長	第7条第2項第4号
9	<small>オク タケヨシ</small> 奥 健美	放課後児童クラブ「いろえんぴつ」代表	第7条第2項第1号
10	<small>フクイ サヤカ</small> 福井 沙矢香	桔梗が丘東小学校PTA顧問	第7条第2項第1号
11	<small>ヤマダ カズヒロ</small> 山田 和弘	桔梗が丘東小学校PTA会長	第7条第2項第2号

(すずらん台小学校)学校運営協議会委員名簿

	氏名	所属等	備考
1	<small>ヌノモト タダシ</small> 布本 肇	校長	第7条第1項
2	<small>モリ セインロウ</small> 森 征四郎	すずらん台子供支援活動推進の会 委員長 学校生活支援ボランティアコーディネーター	第7条第2項第3号
3	<small>ヤマダ ツナオ</small> 山田 綱夫	すずらん台市民センター館長	第7条第2項第1号
4	<small>ワダ ヨソハチ</small> 和田 四十八	令和2年度まちづくり協議会 会長	第7条第2項第1号
5	<small>ヒロオカ ショウイチ</small> 廣岡 庄一	令和2年度すずらん台地区 1区 区長	第7条第2項第1号
6	<small>タケナカ チエミ</small> 竹中 智恵美	すずらん台地区主任児童委員	第7条第2項第1号
7	<small>ヤブイ ヤスフミ</small> 藪井 靖文	令和2年度PTA顧問	第7条第2項第1号
8	<small>イケダ ミサオ</small> 池田 操	令和2年度PTA会長	第7条第2項第2号
9	<small>ヒラノ サトシ</small> 平野 聡	夢クラブ事務局長	第7条第2項第1号
10	<small>アビル ジュンコ</small> 阿比留 順子	ボランティア団体役員	第7条第2項第1号
11	<small>ウメモト エツコ</small> 梅本 悦子	更生保護女性の会 保護司	第7条第2項第1号

(梅が丘小学校)学校運営協議会委員名簿

	氏名	所属等	備考
1	<small>アカツカ ヒロノリ</small> 赤塚 弘憲	校長	第7条第1項
2	<small>ヤマモト ススム</small> 山本 進	梅が丘市民センター館長	第7条第2項第1号
3	<small>ヒラヤマ ヒサン</small> 平山 久	元梅が丘連合自治会 会長	第7条第2項第1号
4	<small>ヤマザキ リツコ</small> 山崎 律子	主任児童委員	第7条第2項第1号
5	<small>スズキ ケンジ</small> 鈴木 賢二	瑞長会 会長	第7条第2項第1号
6	<small>オクニシ ノグサ</small> 奥西 野草	放課後児童クラブ「リトルクラブ」主任支援員	第7条第2項第1号
7	<small>サクライ ショウイチ</small> 櫻井 勝一	うめっ子未来クラブ 代表	第7条第2項第3号
8	<small>イシイ タダシ</small> 石井 政	川西・梅が丘地域づくり委員会 副会長	第7条第2項第1号
9	<small>フクダ</small> 福田 みゆき	名張市青少年育成市民会議	第7条第2項第4号
10	<small>イマキタ マサヒロ</small> 今北 雅宏	梅が丘小学校PTA顧問	第7条第2項第2号
11	<small>カワムラ ミネ ノリ</small> 川村 峰則	梅が丘小学校PTA会長	第7条第2項第2号

(百合が丘小学校)学校運営協議会委員名簿

	氏名	所属等	備考
1	<small>モリワキ ヒロン</small> 森脇 洋	校長	第7条第1項
2	<small>イベ タケジ</small> 伊部 武治	学校支援ボランティア チーフコーディネーター	第7条第2項第3号
3	<small>カミクボ シンジ</small> 上久保 新次	青蓮寺地区自治会 会長	第7条第2項第1号
4	<small>ヒロセ ユウジ</small> 廣瀬 祐司	元教育長 学校支援ボランティア	第7条第2項第4号
5	<small>テヅカ ミチオ</small> 手塚 倫生	元小学校長	第7条第2項第4号
6	<small>オクモト ショウ</small> 奥本 祥	学校支援ボランティア コーディネーター	第7条第2項第3号
7	<small>オガワ キンイチ</small> 小川 金一	箕曲地区民生委員・児童委員協議会 副会長	第7条第2項第1号
8	<small>ハタ カズノブ</small> 畑 和伸	青蓮寺・百合が丘地域づくり協議会 顧問	第7条第2項第1号
9	<small>ニシムラ シロウ</small> 西村 四郎	放課後児童クラブ「あおぞら」委員	第7条第2項第1号
10	<small>ヤギ ミユキ</small> 八木 美由紀	PTA顧問	第7条第2項第2号
11	<small>ツジウチ カズミ</small> 辻内 一己	PTA会長	第7条第2項第2号
12	<small>モトヨシ サトシ</small> 本吉 聡	青蓮寺・百合が丘地域づくり協議会 副会長	第7条第2項第1号
13	<small>トキエダ タミオ</small> 時枝 民生	青蓮寺・百合が丘地域づくり協議会 会長	第7条第2項第2号

(名張中学校)学校運営協議会委員名簿

	氏名	所属等	備考
1	<small>ナカモリ サナエ</small> 中森 早苗	校長	第7条第1項
2	<small>タケハラ サヨコ</small> 竹原 サヨ子	名張地区まちづくり推進協議会 役員	第7条第2項第1号
3	<small>コナガミツ ヨシノリ</small> 小長光 義紀	中央夢づくり協議会役員	第7条第2項第1号
4	<small>サトウ エイコ</small> 佐藤 栄子	ひなち地域ゆめづくり委員会 会長	第7条第2項第1号
5	<small>モリモト ヨシキ</small> 森本 良樹	川西・梅が丘地域づくり委員会 会長	第7条第2項第1号
6	<small>イマニシ コウイチ</small> 今西 光一	令和2年度 名張中学校PTA 副会長	第7条第2項第2号
7	<small>ナカ ケンジ</small> 中 健次	名張中学校 同窓会 会長	第7条第2項第1号
8	<small>フクモリ シンギ</small> 福森 茂美	名張中学校ボランティア 教育センター学校 ボランティア室チーフコーディネーター	第7条第2項第3号
9	<small>フジモト ユキオ</small> 藤本 幸生	学識経験者元名張中学校校長 教育センター主任教育専門員	第7条第2項第4号
10	<small>フクダ</small> 福田 みゆき	学識経験者 元名張市教育委員 会 教育委員	第7条第2項第4号
11	<small>ハヤシ カズキ</small> 林 一樹	元名張中学校学校評議員 元PTA会長	第7条第2項第5号

(赤目中学校)学校運営協議会委員名簿

	氏名	所属等	備考
1	<small>シノキ モトミチ</small> 篠木 素道	校長	第7条第1項
2	<small>ヤブモト ヤスオ</small> 藪本 寧男	地縁法人錦生自治協議会 会長	第7条第2項第1号
3	<small>フジナガ カズオ</small> 藤永 和生	赤目まちづくり委員会 副会長	第7条第2項第1号
4	<small>ナカノ ノブヒロ</small> 中野 伸宏	箕曲地域づくり委員会会計・箕曲中村区 区長	第7条第2項第1号
5	<small>トキエダ タミオ</small> 時枝 民生	青蓮寺・百合が丘地域づくり協議会 代表理事	第7条第2項第1号
6	<small>ウエモリ ヨシヒサ</small> 上森 義久	学識経験者	第7条第2項第4号
7	<small>ハシモト サイトウ ケン</small> 橋本(齊藤) 健	学識経験者	第7条第2項第4号
8	<small>フクモリ シゲミ</small> 福森 茂美	地域学校協働活動推進員	第7条第2項第1号
9	<small>ハタ カズノブ</small> 畑 和伸	百合が丘小学校ボランティア	第7条第2項第3号
10	<small>ヤナギコウタロウ</small> 柳 浩太郎	保護者代表(前PTA会長)	第7条第2項第2号
11	<small>イノウエ ヨシヒロ</small> 井上 善弘	保護者代表(現PTA会長)	第7条第2項第2号

(南中学校区)学校運営協議会委員名簿

	氏名	所属等	備考
1	ヤマダ タカシ 山田 貴志	南中学校 校長	第7条第1項
2	ウエタニ ノリヒデ 上谷 典秀	つつじが丘小学校 校長	第7条第1項
3	コビキ フクオ 小引 福夫	つつじが丘・春日丘自治協議会 代表	第7条第2項第1号
4	ホンダ タクジ 本田 卓治	つつじが丘・春日丘自治協議会 副会長	第7条第2項第1号
5	ナカムラ ヨシオ 中村 佳男	つつじが丘・春日丘自治協議会 副会長	第7条第2項第1号
8	ウ ノ ヨシ タカ 卯野 悦孝	つつじが丘市民センター館長	第7条第2項第1号
6	カツレン タツヤ 勝連 辰也	春日丘自治会子ども育成部 部長	第7条第2項第1号
7	ヒゴ ユキオ 肥後 幸夫	つつじが丘自治連合会 地域交流部理事	第7条第2項第1号
9	フルカワ タカ ユキ 古川 高志	放課後児童クラブ運営委員会 会長	第7条第2項第1号
10	クサベ トミ 草部 豊美	民生委員・児童委員協議会 つつじが丘	第7条第2項第1号
11	キタバタ イクコ 北畑 維久子	主任児童委員(つつじが丘・国 津)国津	第7条第2項第1号
12	サイトウ ミホ 齋藤 美穂	名張市家庭児童相談室相談員	第7条第2項第4号
13	ハヤシケンイチ 林 健一	南中学校PTA会長	第7条第2項第2号
14	ムカエ ヨシフミ 向江 好史	つつじが丘小学校PTA会長	第7条第2項第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第47条の6の規定に基づき、名張市立の小学校及び中学校(以下「学校」という。)に設置する学校運営協議会(以下「協議会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協議会の目的)

第2条 協議会は、学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、名張市教育委員会(以下「教育委員会」という。)及び校長の権限と責任の下、地域の特色を生かし、地域住民、保護者等(以下「地域住民等」という。)の学校運営への参画並びに地域住民等による学校運営への支援及び協力を促進することにより、学校と地域住民等との双方向の信頼関係を深め、「地域とともにある学校づくり」に取り組むことを目的とする。

(設置等)

第3条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、その所管に属する学校ごとに、協議会を置くものとする。ただし、小中一貫教育を施す場合その他教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について1の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、協議会を置くときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校(以下「対象学校」という。)を明示するものとし、あらかじめ当該対象学校の校長、当該対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者及び当該対象学校の所在する地域住民の意見を聴くものとする。

3 校長は、前項の規定に基づき対象学校に協議会を設置しようとするときは、学校運営協議会設置申請書(様式第1号)により、教育委員会に申請するものとする。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第4条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について、基本的な方針を作成し、毎年度最初に開催する協議会において承認を得なければならない。

- (1) 当該対象学校の経営計画に関すること。
- (2) 教育課程の編成に関すること。
- (3) その他当該対象学校の校長が特に必要と認める事項に関すること。

2 対象学校の校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。

(学校運営に関する意見の申し出)

第5条 協議会は、対象学校の運営に関する事項について、教育委員会又は当該対象学校の校長に対して意見を述べることができる。

2 協議会は、前項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときには、あらかじめ、その対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

(住民参画の促進等のための情報提供)

第6条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

2 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

- (1) 当該対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、当該対象学校の所在する地域の住民、当該対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者等の理解を深めること。
- (2) 当該対象学校と前号に規定する者との連携及び協力の推進に資すること。

(委員)

第7条 校長は、その対象学校の協議会委員とする。

2 対象学校の校長以外の協議会の委員は、おおむね10人以内(当該対象学校に係る地域づくり組織が複数である場合にあっては、教育委員会が決定した員数)とし、次に掲げる者のうちから、当該対象学校の校長の推薦により教育委員会が委嘱する。

- (1) 当該対象学校の就学区域の住民
- (2) 当該対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者

- (3) 当該対象学校の運営に資する活動を行う者
 - (4) 学識経験者
 - (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者
- 3 教育委員会は、委員の辞職等により欠員が生じたときは、その補充に努めなければならない。
- 4 前2項の規定により対象学校の校長が委員を推薦するときは、学校運営協議会委員推薦書（様式第2号）を教育委員会に提出するものとする。
- 5 教育委員会は、第2項及び第3項の規定により委員の推薦があったときは、これを尊重し選考を行うものとする。ただし、当該推薦のあった者以外の者を選考する場合は、教育委員会及びその対象学校の校長で協議し決定するものとする。
- 6 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する非常勤の特別職の地方公務員の身分を有する。

（委員の任期）

第8条 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

- 2 第7条第3項の規定により新たに委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- （守秘義務等）

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 前項に定めるもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
- (3) その他協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

（委員の解任）

第10条 教育委員会は、委員本人から辞任の申出があった場合のほか、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、委員を解任することができる。

- (1) 第9条の規定に違反したとき。
 - (2) 委員が心身の故障のために職務を遂行することができないとき。
 - (3) その他解任に相当する事由が認められるとき。
- 2 対象学校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認められるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。
- 3 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

（協議会の組織）

第11条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は校長が指名し、副会長は会長が指名する。ただし、その対象学校の校長が会長となることはできない。
- 3 会長は、次条第1項に規定する会議の議長となり会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理するものとする。

（会議）

第12条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、その対象学校の校長と協議の上、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 議決事項について、利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、その対象学校の校長及び関係者に報告及び説明を求めることができる。
- 6 対象学校の校長は、必要に応じ当該対象学校の関係職員を会議に出席させることができる。
- 7 校長は、会議録を作成し、対象学校に5年間保存しなければならない。

（会議の公開）

第13条 協議会は、特別の事情がない限り公開とする。ただし、協議会が必要と認めた場合は、非公開にすることができる。

- 2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、会長に申し出なければならない。
- 3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(会議の報告)

第14条 校長は、毎回の会議終了後、学校運営協議会開催報告書（様式第3号）により、教育委員会に会議の内容を報告しなければならない。

(研修)

第15条 教育委員会は、委員に対して協議会の役割及び責任並びに委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第16条 教育委員会は、協議会の運営状況を的確に把握し、必要に応じて協議会に対して指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行えるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(学校運営に関する評価)

第17条 協議会は、その対象学校の運営状況等について、毎年度1回以上の評価を行うものとする。

(協議会の庶務)

第18条 協議会の庶務は、その対象学校において処理する。

(運営等)

第19条 協議会は、法令及び教育委員会が定める規則並びにその設置目的に反しない範囲において、運営に必要な事項を定めることができる。

(委任)

第20条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年1月10日教育委員会規則第1号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名張市学校運営協議会規則（以下「旧規則」という。）の規定により設置されている協議会は、この規則による改正後の名張市学校運営協議会規則（以下「新規則」という。）の相当規定により設置された協議会とみなす。

3 この規則の施行の際現に従前の協議会の委員である者は、この規則の施行の日に、新規則第7条第2項の規定により、協議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、新規則第8条第1項の規定にかかわらず、同日における従前の協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。